

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市(西土佐) (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	江川崎地区① (西ヶ方・方の川・下方・江川崎(館)・用井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 28 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

- ・中山間地域に位置しているが、中心市街地を含めて人口が他地区と比較して多い。
- ・2つの集落営農組織(西土佐西部営農組合、用井・橘営農組合)と6名の中心的担い手が存在し、集落営農組織の作業受託により農地を維持している。
- ・水稻や高収益作物(小ナス、米ナス、イチゴ等)、果樹(ユズ・栗)を栽培している。
- ・中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金を活用している。
- ・鳥獣防護柵等の設置は地域により異なるが概ね完了している。

【地域の課題】

- ・農業従事者が少なく、一方で、面積の割には耕作する場所が多い。
- ・生産性の低い谷あいの畑地等が点在しており、徐々に耕作放棄地が広がりつつある。
- ・高齢化が進行しており、10年後には担い手確保が厳しくなってくると予想される。
- ・鳥獣防護柵等の老朽化が目立つようになり、今後修繕が増加する見込み。
- ・近年はサルの被害も多くなりつつある。
- ・できるところは既に基盤整備も概ね終わっているが、まだ必要な箇所もある(方の川 等)。
- ・既存の集落営農組織も、現状の人員(オペレーター不足)と機械では規模拡大は難しい。
- ・機械の老朽化が著しいが更新するための自己資金が乏しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
- ・ほかの集落営農組織や中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。
- ・水稻については、田の立地条件や生産性に応じて主食用米と飼料用米を栽培する。
- ・狭小地や不整形等条件の圃場については、収益性が高く収穫期の重ならない果樹(ユズ・栗)の効率的な生産に取り組む。
- ・地域として(公財)西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する。
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中心的担い手である2つの集落営農組織や認定農業者等6経営体が担う。 ・中心的担い手へ集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別する。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、農地をこうした担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中心的担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れには農地バンクの機能を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・土地基盤整備が必要な圃場はあり、後継者の見込があるところについては基盤整備の検討を進めていく。また、水路や農道の老朽化が見られる圃場について、各種制度も活用しながら農地の維持管理を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後は担い手が不足するため入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 ・地域として(公財)西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。 ・地域農業の中心となっている集落営農組織においては、集落同士の連携も含め組織の人材確保を図り、集落営農を継続していく。また、集落営農組織の維持及び経営規模拡大にあたっては、各種補助事業等も活用し、機械の導入・更新を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。 ・農作業受委託については地域内の集落営農組織を活用する。 ・(公財)西土佐農業公社と連携し農業機械のリース、受委託に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①各地域による鳥獣害対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組み、特にサルについては、猟友会や高知県等関係機関と連携し、専用わなの設置やパトロールの強化を行う。
- ②すでに地域で活用されている畜産たい肥等の施用や、減農薬にも取り組んでいく。
- ③自動散布型のドローンや、自走型草刈機等について、導入可能な圃場では各種補助事業等も活用し、作業の効率化と負担軽減を図る。
- ⑤圃場の条件に合わせて、収益性が高く収穫期の重ならない果樹(ユズ・栗)等の効率的な生産に取り組む。
- ⑦老朽化した農道や水路は、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していく。
- ⑩市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生を抑止に努める。
- ⑩地域外の企業に地域の魅力をPRし、レクリエーション、研修等に来てもらうことで交流人口を増やし、定住者の確保や企業参入の足がかりとする。